

第4章 総合庁舎建設の基本理念及び基本方針

1. 基本理念の設定

(1) 総合庁舎のあり方

近年、少子高齢化による人口減少の進展という日本全体の課題を受けて、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会の創生が求められています。地方公共団体として、これからも多様化・高度化する市民ニーズに、限られた職員数で対応していく必要があることから、円滑で効率的なサービス及び執務環境が求められます。

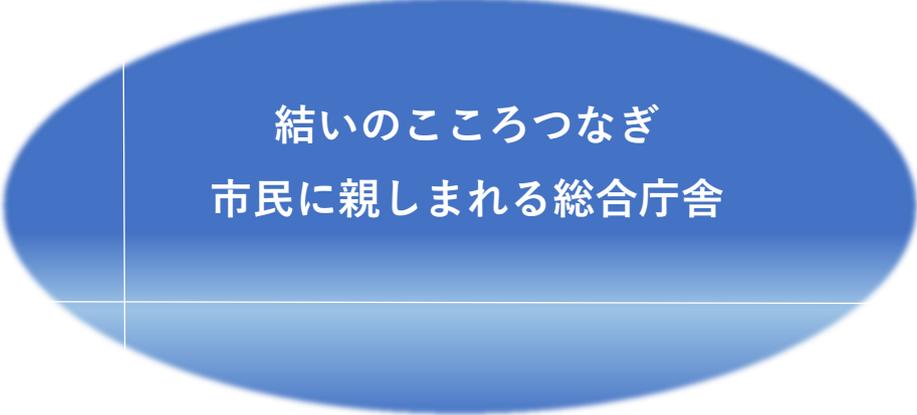
また、2011年の東日本大震災や2016年の熊本地震を機に市民の防災・減災に対する意識が高まっています。また、災害時における行政の役割及びその中心となる庁舎のもつ防災機能の重要性についても、再認識されつつあります。総合庁舎においては、災害時の安心・安全の確保に資する防災拠点施設としての機能が求められます。

今後もさらなる少子高齢化が進行する中、高齢者や障がい者などが利用しやすいようバリアフリー※1への対応や外国人や子どもなど誰にでも利用しやすい、きめ細やかなユニバーサルデザイン※2による施設整備が求められます。

さらに、市民が利用しやすい行政サービスの拠点となり、かつ効率的に業務が行えるような総合的な役割を備えた庁舎が求められています。

(2) 基本理念

上記の「総合庁舎のあり方」を踏まえ、本市総合庁舎の基本理念を以下のように設定します。



結いのこころつなぎ
市民に親しまれる総合庁舎

※1 バリアフリー、ユニバーサルデザインについて

バリアフリー

物理的な障壁のみならず、社会的、制度的、心理的なすべての障壁に対処するという考え方。
(何らかの障壁があり、それに対処していくという考え方)

※2 ユニバーサルデザイン

バリアフリーの考え方とともに、施設や製品等については新しいバリアが生じないよう誰にとっても利用しやすく、健常者、弱者等に関係なく使いやすいようデザインするという考え方。(初めから、あらゆる障壁のないようにデザインするという考え方)

【参考：内閣府「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」】

2. 基本方針

基本理念のもと、以下の事項を総合庁舎建設の基本方針とします。

(1) 使いやすい総合庁舎

市民にとって、スムーズにサービスが受けられる、わかりやすい総合庁舎を目指します。また、高いアクセス性の確保、ユニバーサルデザインの導入などにより、誰もが利用しやすく、利用者に優しい総合庁舎を目指します。市政の中心として、市の取り組みや議会がより身近に感じられ、市民との協働のまちづくりを促進する情報発信の場となるような、開かれた総合庁舎を目指します。

(2) 安心と信頼のある総合庁舎

通常時は市民生活を支える存在となり、プライバシーや個人情報の保護に配慮した総合庁舎を目指します。また災害時には防災拠点となり、災害への対応が迅速・的確にできる安心で安全な市民生活の支えとなる総合庁舎を目指します。

(3) 多様で新たなニーズに対応できる機能的な総合庁舎

新時代に対応できる工夫やより迅速で的確な行政サービスの提供や市政の運営のため、効率的なスペース活用を実現し、総合庁舎ならではの包括的なサービスが提供できる総合庁舎を目指します。また、保健センターを併設又は複合施設として整備することで、市民の健康増進、福祉の向上に貢献する機能も備えた総合庁舎を目指します。

(4) シンプルで経済的な総合庁舎

総合庁舎においては、財政の負担軽減を考慮した事業計画とします。また、環境負荷低減のため省エネルギー化への取り組みを推進し、シンプルで経済的な総合庁舎を目指します。